

第2回世羅町議会臨時会会議録

令和3年11月25日

第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和3年 第2回世羅町議会臨時会 (第1号)

令和3年11月25日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 4 議案第68号 令和3年度世羅町一般会計補正予算(第6号)

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

7番 藤井照憲 8番 松尾陽子

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(7名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
総務課長 広山幸治	財政課長 矢崎克生
企画課長 道添毅	福祉課長 釣井勇壮
商工観光課長 前川弘樹	

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 追林威宏
囑託書記 貞光有子	

午前9時00分 開 会

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の取り組みを行っております。世羅町議会においても感染予防のため、議場でのマスクの着用を認めています。発言時にもマスクの着用をお願いします。また、座席間の距離を確保できないため、座席間に仕切り板を設置しておりますので、ご了承願います。

開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。本日令和3年第2回世羅町議会臨時会開会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

この秋も紅葉の鮮やかな観光地として世羅も多くの方にお越しいただき、現在では寒さが増してまいりまして、落葉してございます。スタッドレスタイヤ等の冬支度も準備が必要な時期になってまいりました。お身体等ご自愛等いただければと思います。

また1週間経てば師走という、もう年末を迎える時期になってきたんだというふうな感じをしております。

本日は特に国・県への要望が、今月につきましては続いておりまして、これまで道の要望、また農水省要望等々進めてまいったところでございます。今後においても国道432号線等についての要望も行われます。

本日提案させていただきます中の新型コロナウイルス感染症に関わる支援予算の部分でございます。国からの交付金を受けましてそれぞれお困りの方々に措置が早くできないかということで組み立てを行ってきたところでございます。先般の全員協議会等でもさまざまご意見をいただきましてその中で提出したものでございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

ワクチン接種の状況、この機会を通じてお知らせをさせていただきます。11月21日現在の数字で申し訳ございませんけれども、高齢者2回目を接種いただいた方、90.89%の方いらっしゃいます。分母につきましては6,521、接種者が5,927でございます。

全体 12 歳以上の方でございます。率につきましては 83.72、この分母が 14,470 人でございます。その内、12,115 名の方に接種をいただいている状況でございます。今後において国にも示されておりますように 3 回目接種等の予約も進んでまいります。町といたしましても今月末から随時準備等行っていくということで、接種券等がまた届くと思えます。そういった場合のまたいろいろと行政での対応、またそれぞれ周知のほうもしっかりしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日臨時会、いろいろご審議いただく中で、慎重審議の中で是非ともご可決いただきますようによりしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名 であります。

定足数に達していますので、これより 「令和 3 年 第 2 回世羅町議会 臨時会」を「開会」します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

本臨時会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名 を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、7 番 藤井 照憲議員、 8 番 松尾 陽子議員 を指名いたします。

日程第 2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日「1 日間」にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

従って、会期は、「1日間」と決定しました。

日程第3 報告第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは議案1ページをお開きください。

報告第7号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙
のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月25日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをお開きください。

1 専決処分の内容

公用車の事故による損害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を
決定する。

和解の相手方	所有者
住所	府中市内
氏名	府中市所在 法人

事故の概要

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 事故発生日 | 令和3年8月31日午後1時58分頃 |
| (2) 事故の発生場所 | 世羅町大字安田
県道府中世羅三和線と町道安田本線の交差点 |
| (3) 事故の状況 | 先ほどの現場において、確認不足により優先道路 |

直進走行中の相手車両と公用車が接触した事故
でございます。

損害賠償の額 143,342 円

2 専決処分年月日

令和3年10月4日

以上で報告を終わります。

○議長（米重典子） 議会の委任による専決処分に対する報告については、これを以ってご了承願います。

以上で、報告第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告を終わります。

日程第4 議案第68号 令和3年度世羅町 一般会計 補正予算（第6号）
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案3ページをお開きください。

議案第68号 令和3年度世羅町一般会計補正予算（第6号）

令和3年度世羅町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和3年11月25日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ118,476千円を増額し、歳入歳出それぞれ11,664,874千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金141,560千円を増額し、県支出金23,084千円を減額するものでございます。

歳出は、商工費118,476千円を増額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初に8ページになりますか、地方創生臨時交付金の額に関わってお尋ねしたいと思うんですが、この決定、交付金の決定はいつ頃されたものか。また12月の臨時国会で新しい内閣のもとでの一定のコロナ対策に対する予算等も検討中とかいうことも言われておりますが、具体的になってない面が多いんかもしれませんが、全体の予算が2兆円ですか。国全体。というように報道されておりますが、本町においてそういう中で、今後、予想される臨時交付金、これらがどのようになるのか。

それと併せて、頑張る中小企業応援事業については、差し引きこの予算補正で見ると、歳出額はちょっとあれですが、利用が非常に少ない結果になっておる。4600万ですか。ということですが、ここらの経緯についてお尋ねし、併せて3点目としては、非常に長期にわたって今は少し落ち着いておりますが、非常に全国的に感染者が増大をして、このことによって自粛とかいろんなことの規制というか、そういう中で大きな影響が出て、陽性者が少なくなったんで、そういう点では今後期待をされる面もありますが、この影響がかなりいろんな事業、大きな影響が出ておるわけですが、そういう点ではこうした中小業者への支援も必要ですが、他の業種やこれから18歳以下等に対する支援等も行われるようですが、大きな影響を受けている中で、十分な対応はできないにしてもですね、一定の支援をして、応援をする必要が私はあるというように思うんですが、こうした点について現時点でどのようにお考えかお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは補正予算書8ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4156万円に関する質問についてお答えをいたします。

決定額等の質問でございましたけれども、今、国のほうが示しておりますのは、令和3年度の事業に対する交付金の充当額の限度額、こちらが2億964万5000円という状況になっております。今日現在。これについては限度額ということでございまして、最終的に世羅町のほうから実施計画というものを提出を

して、それによって交付決定を受けると。この実施計画書の提出期限というのがまだ確定しておりません。この冬というような非常にあいまいな表現でしか示されておりませんので、この交付期限までにはですね、この実施計画書を提出をするというようなスケジュールとなっております。

それからもうひとつ新内閣の検討中の新たなと言いますか、臨時交付金の状況についてでございますけれども、こちらについてはまだ世羅町のほうには当然まだ何も示されておりませんので、今後この新たな臨時交付金等がですね、明確になった段階で町としてそれをどのように活用していくのかということをも具体的に検討していくことになると考えております。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 私からは頑張る中小事業者応援事業についての減額を踏まえた経過についてのご質疑でございます。

この事業につきましては、広島県の事業2分の1を活用いたしまして、昨年広島県において新型コロナ感染拡大防止集中対策を令和2年12月12日から最終が令和3年2月21日まで対策をされたところでございます。その外出機会の削減要請によって影響を受けた県内事業者には支援をするというところでございます。世羅町としましてはこの県の事業を活用しまして、2分の1を県の事業、残りの2分の1を国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただきます。

この対象者につきましては令和2年度中に飲食とか、移動、あるいは旅館、そういった支援をさせていただいた所は除く中小事業者というところで対応させていただいたところでございますけれども、当初200件を見込んでおりましたけれども、最終的には、50件の利用というところでございました。

中身を見ますと、建設業でありますとか、卸し、小売り、サービス業、こういったものが多かったところでございます。この事業、6月に補正をさせていただきまして、商工会を通じてPRを進めさせていただきまして、6月28日、8月31日に終了させていただいたところでございます。実績報告が10月7日にございまして、県の確定が10月7日、町の事業確定が10月12日ということで、事業確定しましたので、このたび不用額を挙げさせていただいたものでご

ございます。

▼【矢山議員：「最後のところの」】

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 4番 矢山議員からのご質疑に私から3項目目の質疑にお答えをさせていただきたいと思えます。

議員ご指摘のようにですね、この間、自粛、あるいはコロナ感染症拡大抑制のための行動の規制等によりまして、直接的に打撃を受けられた事業者を主な対象としてこの支援を行ってきたところでもございます。ご質疑の中にありましたように、国におきましても昨日31.6兆円の今後の展開が示されたところではございますが、その全貌というのは先ほども企画課長からも答弁しましたように、すべてが明らかになっておるところではございません。これから仔細が情報を受けるに、また制度構築が伝達されるに、今後の直接的な打撃を受けられた以上にこの間、そしてこの後、間接的にやはり影響が生じられておる事業者も出て来ると思われます。そういったところの支援をですね、国・県の諸所の事業を見定めながら、また情報を収集しながら今後の町としての支援をしつかりと検討してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初にも申し上げたように、できるだけ十分なコロナによる影響へ応えるということはむしろかしいとしてもですね、たとえば、先月だったですかね、コロナ対策ということであったというように思うんですが、全協で説明をされた点等についてもですね、詳しく経緯をどのようになっているのか把握をしておりますがね、ああして、一定の政策を提起されて、いろんな状況から取りやめをされましたですね。その考え方は、現時点、どのように持っておられるかわかりませんが、やはり予算が確定をすれば、その後に対応するんじゃないかという考え方もあるかもしれませんがね、できるだけ早期に厳しい状況に立たされておる多くの人や、そのコロナの直接の影響でないにしても、一定に経済も回復基調にはあるとかいうような報道も一部されますが、なかなか燃料が高い中で、

○議長（米重典子） 申し訳ありません。矢山議員に申し上げますが、補正予算第6号に関する質疑になっておりますが。

○4番（矢山 武） 町としてきちっとした対応をしてもらわな困るという考え方で聞いておるんですから、そういう燃料が上がるだけでも国は一定の対応を取ろうとしておりますがね、一方で米価はどんどん下がっていくというような状況になっておるわけですから、いろんな状況をきちっと把握をされてですね、具体化をされる必要があるというように思うんですが、これまでのそういう経緯、特に先ほど企画課長が言われた2億900万ですか。限度額から言うと、あまりよけいの金額じゃないようですが、追加がどの程度あるかということもわからないという答弁ですがね、やはり必要な、勿論基本的に一般財源でコロナ対策をどんどんできるという状況でないというのはわかりませんがね、何が可能かということをおね、もっと積極的に考える必要が私はあると思うんですよ。ですからそういう点では、別に75歳以上云々にこだわるわけじゃないですがね、きちっとした考え方をまとめてですね、そうした厳しい暮らしの中での対応をどのような対応が可能かということをお考えながらね、私はできるだけ早い時期に施策を具体化する必要があるというように思うんですが、これらについてお尋ねいたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。議員より質疑の中で、この間、展開をしてきたコロナ対策支援事業でありますけれども、更に現状をしっかりと見据えて、迅速な対応が必要であるというご指摘をいただいたところでございます。やはりその中でも加えてご指摘をいただきましたように、一般対策としてなかなか大きな支援をしていくというのはむずかしいところでもございます。国が示す交付金、また補助金等をしっかりと有効活用しながら、その時に応じて迅速に且つすばやく対応していく必要があるのではないかとといった指摘もいただいたところでございます。今後引き続きですね、やはりそういった状況を見定めながら、また国からの情報をしっかりと、また全国他市町等の事例も推し量る中で、定例会、また定例会と言わずその状況に応じて皆様方にご審議をいただき、町としての支援が図れるように努めてまいりたいと考えており

ます。

○議長（米重典子） そのほかに質疑は。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 補正予算の10ページから質疑をさせていただきます。まず中小事業者融資支援事業、全協でも一定の説明は受けたところでございますけれども、約2000万、事務手数料含んで2200万であったかと思いますが、これの効果と言いますか、どのような方がこれを利用される予定でこれを提案されたのか、これを再度詳しくお尋ねいたします。

続きまして商工業緊急支援事業、これは全協で説明受けましたが、ペイペイの第3弾ということで受けました。第2弾はご存じの通り大失敗に終わりましたけれども、この第1弾、これが30店舗位でしたかね、飲食店を対象にされた、上限が1,000円、30%の率がありまして、約2000数百万組んだ内の500万程度しか使われなかった。これは決して予定していたよりは使われなかったというのは店舗数もあります。こういったところも踏まえて、今回じゃあなぜ、この上限を500円ですかね、付与率が20%、第1弾に比べてもちょっと落とした格好になっています。これはどういうことでこのような金額提示になったのか。

それと最後にこれは奥田町長にお伺いします。この4点のコロナ支援策、これはどのようなプロセスで議会へ提示されたのか。その内容。これについて3点お尋ねいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。まず質疑にありました緊急融資支援事業、中小事業者融資支援事業についてお答えします。

この事業につきましては、世羅町中小企業融資運営基金条例というのがございまして、要はいわゆる預託でございます。この預託融資につきましては、この融資を受けられる際にこの融資条件というのがございます。その中には融資限度額、期間、あるいは率ということが挙げてございますが、原則としまして広島県信用保証協会の信用保証付きとして、同協会の定める保証料を納付しなければならないというところがございます。ですから町内の4金融機関様でお借

りになられるときに、預託融資を使われる場合は、その信用保証協会の信保を付けるためにはこの保証料がかかりますので、その保証料につきまして、昨年見込められている運用件数を踏まえてですね、40件分、50万円を予算化したところでございます。

次にペイペイ事業についてでございます。これまで2回させていただきまして、その中でいろいろと見えてきたものを反映しつつこのたびこういう形にさせていただいたところでございます。1回目は飲食事業者様で30%、1回が1,000円相当で期間が2か月の2万円、2回目につきましては全業種で30%で、1回が3,000円の2万円ということで、今回につきましては、これまでの状況を見つつ、やはり町内の住民の人が何回も使えるような状況というところで、使っていただく機会を増やすというところがありました。前回の2回目をやったときは、コロナの状況はどういう状況になるかわかりませんでしたので、短期間で、少ない回数で、上限までということを基に2回目は作り込みをしたところでございますけれども、その中で見えてきたことを踏まえましては、やはり長く多い回数で、このメリットを受けていただくというところでこの金額を、考え方を創出したところでございます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋議員からありました今回提案したまでの流れについてのお話でございます。このコロナの国の交付金によるものの提案につきましては、さまざまな担当課と協議もする中で、今回特に、商工観光課が所管しております商工業者に対する支援策をですね、いろいろと内部協議をしてきました。

その中でも商工会が主体となっただけ部分が多くありますので、そういったご意見もしっかり賜りながら、そういった中での組み立てを担当課において示し、それを私、副町長、並びにさまざまな担当課長を交えまして、どういった支援が望ましいのかというところを、内部で調整してきたところでございます。なかでも、国の支援に関わるさまざまな施策はありますが、それにかからない方々についてですね、どういうふうにしていくかというところをですね、まず町は以前から考えておりまして、そういった救えるところをですね、どう

にか救えないかということ、さまざまな観点から議論をしてみました。

議員申されますようにですね、ペイペイの中では、ちょっとよくなかったというご意見もありましたが、これは当初キャッシュレスを進めていくという、ひとつの目的をですね、するために試行錯誤したところでありまして、現状では、さまざまな者においてキャッシュレス事業をですね、取り組んでいただいているという状況でございます。そこへまず向けるためのひとつの施策であったということ。現状においてはさまざまな方々ですね、コロナ対策が進んでまいりました。国においても第6波を危惧される中での取り組みもありますけれども、今後新しい内閣においていろんな視野でですね、提案がなされるものと思っておりますが、その中でもまだ不足する部分、特にこういった中山間地の地域に適用した施策がどういうふうに必要なかというところはですね、また議員からもいろいろご意見を賜ってございますし、次に行われる12月の定例会においてもいろいろご提案等もいただくものというふうに、一般質問の中身からは拝見したところでございます。さまざまにですね、町としてできることをですね、進めていけるように、内部でもいろいろ協議はしますけれども、広い観点からですね、さまざまに取り組むことができるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 同じく10ページから。なぜ奥田町長にこのプロセスを聞いたかと申しますと、先ほども同僚議員が言いましたように、この10ページに頑張る中小企業応援事業、これ6月定例会で議会に対して提案されたと思えます。6000万の予算で組まれたと。今回減額になってます県の、これ2分の1ですよね。2分の1。県の補助金を2分の1、3000万と、今の新型コロナウイルス対応が3000万、これを充てて、6000万。約30万円の200事業者という格好でお伺いしていたと思えます。蓋を開けたら、これが結局、県のこの補助金が2400万減額ということは、結局使われたのは1390万程度しかなかったと。これ率にしたら、議会に対して6000万提示しているのに、23%。ですから僕、町長に聞いたんですよ。ちゃんと部内、もしくは町長がよし、この施策を打とうと。きちっとね、組まれているのかと。今回4つ組まれてますよ。この中でも先程、

商工観光課長に私、お尋ねしましたけれども、中小事業者融資支援事業、これに対しては内容等もお答えいただいたんですけれども、信保、これに対する補助が50万までだと。これもう1回お尋ねしますけれども、どういった方が利用しますかということで私、内容聞いたんですよ。その答えが全然返ってきてない。課長おっしゃられたんじゃないんです？そのこと全然答え返ってきてませんよ。それも併せて回答ください。確か何か、新たに借りる方が信用保証協会の額が大きいのでそれがなければ借りれるんじゃないかというようなことじゃなかったのかなど。それが40事業者あるっていうことなんじゃないのかなどということでお伺いしたんですけれども、しっかりこの信保、またこの町預託融資、この率、こういったのをしっかり勉強してます？これ借り換えがいっぱい増えますよ。借り換え。私はこの40業者組まれてる部分は借り換えが主になると思いますよ。新規で借りるの、そこら辺どのように考えてこれを議会に提示されたのか、併せて伺います。

それと最後にもうひとつ聞きます。3回しか質疑できませんので、先程同僚議員からありました今回のコロナ対策の、新型コロナ対策の地方創生臨時交付金、これが約2億円程度あると。今回のこの議会へ対しての提出が1億6500万だと思います。そしたら差し引くことの3500万から4000万近くが残りの使えるお金としてまだ残額が残る。今回の執行残が残ればまたそれもプラスになるんだと思いますけれども、そういった認識でよいのか、ここは確認です。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。この融資の状況でございますけれども、やはりこのコロナ禍におきまして、運営面でありますと、設備投資でありますとか、そういったことが今後発生すると思います。やはりこの預託融資については、借りやすい、一方では金融機関が貸しやすいというところがございます。金融機関様が貸しやすいひとつの前提としますと、何かあってこげつた場合の人的、保証的なものが信用保証協会の信保ということでございますので、そういった意味ではこの信保が付いたほうが金融機関様とすれば、貸しやすいというところがございます。そうした意味で、たとえば信用保証協会の預託料が高いがゆえに、たとえば使いにくいということであれば、この3年

度、この部分を支援をさせていただいて、一方では借りやすい、貸しやすいという状況が起こればというふうに考えてございます。やはりコロナ対策の事業支援につきましては、さまざまな状況ありますので複合的にサポート、応援していければというふうに考えてございます。

この預託融資の利用につきましては、例年ですと110数件あるところでございますが、昨年は大体40件弱というところでございますので、この事業につきましては40件を見込んで挙げさせていただいたところでございます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 交付金の充当の予定についてお答得申しあげます。本臨時会に提案させていただいている補正予算までですけれども、交付金の充当予定額が1億8351万6000円。1億8351万6000円という状況でございます。したがって、今補正後の未充当額、まだ充当されてない額、残額ですね。こちらが2612万9000円という状況でございます。これにつきましては、12月定例会におきまして補正予算提案予定でございますけれども、この残額については充当していくよう考えております。あくまでも予算ベースでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 中小企業融資支援事業の質疑に対して答えになってないと思うんですけれども。これは1回にカウントされるのかわかりませんが。借り換えもOKなんですか。どういった方が使われるんですかって私、尋ねたんですよ。それに対してお答えをいただけないように思いますけど。これから借りようと思う人が今の信保を使わなければ借りられない。その信保の代金がかかると。30万、たとえば500万借りるのに、30万も40万も引かれて470しか入らないということであれば、その3、40万が町のほうでね、みていただければ、それならば借りたいという方が借りるのか、今すでにもうほとんどコロナ対策で融資のものはもう終わってますよ。皆さん、借り換えしてますよ。しかしながらこれは保証人付いたりして借りている方は別に信保通してない借り方をされている。その代わり金利が高いと思いますよ。その方らが、じゃあ、町が出してくれるんだったら今のを解約しよう。今のをやめて借り

換えをすると。新たに信保を付けた格好で。信保の部分は町が出してくれる。そういうことですよ。それで金利も 1.9 から 1.4 ですかね。安くなると。皆借り換えしますよ、そりゃ。そういう利用をしてもいいんですね、これ。新たに借りたいって人だけの利用なんです？お答えください。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。このコロナ対策におきまして事業者様の状況はさまざまな状況がございます。今、借りていらっしゃる中で、新たにいろいろな状況で組み換えるということもございますし、ですから新規のものではなくてはならないということではなく、その実態、状況によるかと思えます。ですから、借り換えということも可能であろうかというふうに考えます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○12番（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この10ページの予算のことでお伺いしたいと思います。この負担金、補助交付金ということで3件の事業が組まれているわけですが、これらの事業、いずれも世羅町の中小事業者への支援ということでは重要な事業でございます。その事業を的確に執行するためには、この事業費の中には事務費が含まれていると思えます。この事務費についてお伺いしたいと思います。

この事務費は所要額を1円、2円と積み上げていって成り立ったものなのか。または一般的にですね、事務费率、比率を定めて、事業費見合いのものを一定額、事務費として積み上げてこの執行の予算として使ってくださいと。こういったものなのか。いずれかを選択されたのかを、まず1点お伺いします。

次に積み上げて事務費を計上された場合には、積み上げた予算の内訳をお知らせいただきたいと思えます。以上、2点お願いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。まずは1点目のご質疑でござい

ます。これは積み上げでございます。雇用維持支援事業につきましては、1728万円を挙げさせていただいておりますけれども、事務費につきましては28万円でございます。中身としますと、広報費、手数料通信費、消耗品費、その積み上げの額を28万円としております。

併せまして中小事業者融資支援事業でございますけれども、これは2017万円の事業の内、事務費は17万円でございます。これも積み上げでございます、広報費、手数料通信費、消耗品費の合計額でございます。

最後に中小事業者支援事業でございます。この事業6038万の内、事務費については、38万円でございます。これも積み上げでございます、広報費、手数料通信費、消耗品費の合計額でございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ちなみに全協で事前にこの事業の説明を受けたわけですが、そのときの事務費、これらと随分減額されとるわけなんですけれども、この減額に至った経緯、このことをお伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。この事務につきましてはですね、商工会様と連携して進めていくというところでございます。この事業を進める中で、やはり商工会様もやっぱり人件費がかかるというところがございます。その人件費についてもなかなかじゃあ、切り分けて額を固めていくことができないというところで、全協用資料につきましては大枠というところがございますけれども、商工会様におかれましては、今の事業、事務事業の中でやっつけられるというところがございますので、今回の事務費の中には人件費は挙げられません。しかし実費部分でございますので、考えられるアッパーを見込んでおります。ですからやらせていただく中で、残が出ましたら減額ということになろうかと思っております。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 商工会さんにですね、この事業を補助、負担してですね、

町の中小企業さんにしっかりと支援をしていこうと、こういう趣旨でありましたら、私はですね、一定額、人件費を削ったりしたらですね、思うような執行ができなくなるじゃないですか。ですから、一定額を積むようなね、方法を今後考えていただきたいと思いますが、そこら辺をちょっと考えがあれば、お答えいただきたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 7番 藤井議員からの質疑にお答えをさせていただきます。ただいまご指摘をいただきましたところは、やはりこういった共に、また委任をして、大きな事業を動かさしていただく場合にですね、積み上げというのは即座にできない場合も場合によってはございます。また、その人件費を細かくカウントをして進めていくということも不可能な場合もございます。そういったときに迅速に且つ柔軟に動けるルールづくりが必要ではないかというご指摘をいただいたところだと受け止めさせていただいております。

このたびまでの部分につきましてはコロナ対策ということで、臨機にお互いに協力、支援体制を取りながら事務費の算出を行ってきたところでございます。その積み上げについては仔細を積み上げてそして積算をして、お示しをさせていただいたところでございます。この後ですね、こういった支援事業、また支援の形が定常化し、またこれがひとつの軌道に乗っていくためには、ひとつのルールづくりも必要だろうかと思うところでもございます。ただいまご指摘をいただいたところも踏まえまして、これから初動なり、また継続して行っていくためには一定程度の人件費を含んだルールづくりが必要ではないかというご示唆をいただいたということで受け止めさせていただきまして、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○2番（上羽場幸男） （挙手）

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは私は10ページの中小事業者支援事業に関してひとつお尋ねをいたします。この世羅町中小事業者支援事業にですね、該当するものの中にですね、これは農業関係、農業事業者、その他個人の事業者です

ね、そういうものが入るのかどうか、明確にお答えをください。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。私は商工観光課長を拝命しておりますので、商工業の振興というところで事業を行っておるところでございます。ですから商工業、いわゆる商業であり、工業であるかというところで考えて進めていったところでございます。今回の事業につきましては、商工会さんを通じて行わせていただく事業でございますが、たいへん恐縮ではございますが、農業事業者様については入ってまいりません。

○2番（上羽場幸男） （挙手）

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それは農業関係者でも商工会へ入っているものは使えるということで理解してよろしいですか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。今のこの商工会の事業者の内、この中小企業者の定義、あるいは小規模事業者の定義がございます。その中で、挙げられている中につきましては、農業者については対象にはなりません。ただ会社であったり、有限会社、そういったものは対象となります。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今のことばを聞いてますと、大半の農業者はもうだめですよということをおっしゃられたと思います。でしたらですね、この事業に対しては、私は明確に反対をいたします。今度、今後ですね、定例会においてですね、その辺のところしっかりお尋ねしますので、しっかり準備をしてお待ちください。

○議長（米重典子） ほかに。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） では、お伺いします。根本的にこの説明なされた事業と

というのは、コロナ対策で経済の影響を受けて足腰が弱くなった方が対象だと思います。これについて最終的に事業成果を図る上です、事業者の決算等みです、判断していくものかどうか、そういうお考えがあるかどうかということをお聞かせいただきたいのと、あと1点、委託料と補助金を分けられています。これについてなぜ、委託と補助金という形に分けられたのか。委託であれば、契約をして、これはもう契約事項なので、これは出し切りという考えでいらっしゃるのか。補助金ですと、一般的に実績に応じて精算して、減額といった考えが成り立つと思うんですが、なぜ敢えて委託と補助金に分けられたのか、教えてください。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。2点ございました。今の事業成果については、決算書までみさせていただくということはありません。

それと委託料につきまして、補助金についてでございますが、この補助金は世羅町商工会様のほうを通じて出ささせていただくところでございます、委託料につきましては、このQRコード決済を行っておられますペイペイ社様と契約を行って進めていく事業でございます。ですからおっしゃられたように、出し切りと言いましょるか、そういうふうなことになります。以上でございます。

○商工観光課長（前川弘樹）（挙手）

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） すみません。説明が不足しておりまして、今のQRコード決済については実績において実績払いでございます。以上でございます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 先程、この事務を行う上で精査がないという話だと思うんですが、それですと、先程同僚議員が言われた分です、一般的に中小企業融資事業なんかですと、一般的に設備投資するような事業者と、借り換えと、単純にですね、やっていくという、精査が非常にむずかしいのではないだろう

かと。本来届くべき所にへ届かなくなるようなことにつながるのではないかと思います。全般的にコロナ対策事業について私、個人で思うところだと、非常に精査が甘い状態になっているというのが感じております。それについてですね、今後これだけ期間が長くなっているという状況踏まえればですね、それ相応にある程度のチェック機能を行政が果たすべきではないかと思います。先程の委託の話はわかったわけなんです、プロモーションなんかもすべてその会社のほうへ委託するということによろしいのでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。臨時交付金を充当している事業につきましては、効果検証というものがこれはもう求められておまして、事業が完了した後にですね、事業の実績額、そして内容、それから実際にどういう効果が生まれたか、そういうものを整理をして、世羅町の場合は総合戦略推進会議の委員の皆様にはですね、この検証を行っていただいているという状況でございます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。QRコード決済事業につきましては、プロモーション費用はすべてその委託先が対応していただきます。ですからプロモーションにかかるのぼりでありますとか、そういったものはお作りいただいて、加盟店のほうへ郵送していただくということになっております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 最後になろうかと思うんですが、委託ということですね、この契約の中には消費税が入ってきて、それ相応の消費税額分がですね、事業費で言うと、何らかの形で影響を受けるのではないかと思うんですが、そういった消費税の込みの契約、すべてがですね、ということによろしいでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お見込のとおり、消費税込みでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

従って、議案第68号 令和3年度世羅町 一般会計 補正予算(第6号) は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和3年 第2回世羅町議会 臨時会を「閉会」いたします。

（起立・礼）

閉 会 10時00分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員